

第3条 呉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第14条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の212.5</u>（第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、<u>100分の122.5</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の232.5</u>（第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、<u>100分の137.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第14条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>（第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、<u>100分の130</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p>
<p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第14条の5 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の90</u>を、<u>12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第14条の5 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p>

<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の42.5を、12月に支給する場合においては100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 略</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 略</p>
---	--

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="236 1075 766 1422"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>373,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>421,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>471,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>532,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>607,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額 円	1	<u>373,000</u>	2	<u>421,000</u>	3	<u>471,000</u>	4	<u>532,000</u>	5	<u>607,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="863 1075 1393 1422"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>374,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>422,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>472,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>533,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>608,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額 円	1	<u>374,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>
号給	給料月額 円																								
1	<u>373,000</u>																								
2	<u>421,000</u>																								
3	<u>471,000</u>																								
4	<u>532,000</u>																								
5	<u>607,000</u>																								
号給	給料月額 円																								
1	<u>374,000</u>																								
2	<u>422,000</u>																								
3	<u>472,000</u>																								
4	<u>533,000</u>																								
5	<u>608,000</u>																								
<p>2～4 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「、義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3の2第1項中「第6条の</p>	<p>2～4 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「、義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3の2第1項中「第6条の</p>																								

<p>2に規定する職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の3の2第2項中「12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「100分の212.5」とあるのは「100分の165」と、「<u>100分の227.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3～6 略</p>	<p>2に規定する職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の3の2第2項中「12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「100分の212.5」とあるのは「100分の165」と、「<u>100分の232.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3～6 略</p>
--	--

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「<u>、義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当</u>」と、給与条例第14条の3の2第1項中「第6条の2に規定する職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の3の2第2項中「12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「<u>100分の212.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の232.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「<u>、義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当</u>」と、給与条例第14条の3の2第1項中「第6条の2に規定する職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の3の2第2項中「12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「<u>100分の222.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3～6 略</p>

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第5条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条及び第2条の規定による改正後の呉市職員の給与に関する条例（以下「平成30年給与条例」という。）の規定並びに第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「平成30年任期付職員条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 平成30年給与条例又は平成30年任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条及び第2条の規定による改正前の呉市職員の給与に関する条例又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ平成30年給与条例又は平成30年任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(市長への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(提案理由)

国家公務員の給与に関する人事院勧告等に準じた給与の改定を行うため、この条例案を提出する。